

訪問リハビリテーションサービス利用契約書

介護予防訪問リハビリテーションサービス利用契約書

____様（以下、「利用者」という。）と、社会医療法人栗山会飯田病院附属仲ノ町診療所
訪問リハビリテーション（以下、「事業者」という。）は、「事業者」が「利用者」に提供する訪問リハ
ビリテーションサービスについて以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能維持・回復を図ることを目的として訪問リハビリテーションサービスを提供します。

（契約の期間）

第2条 本契約の契約期間は契約を締結した日から介護保険認定満了までとします。

2 契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

3 上記契約期間満了日の14日以上前に利用者から契約解除の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

（事業運営等の概要）

第3条 事業運営等の概要、従業者の勤務の体制等は、契約書及び訪問リハビリテーション重要事項説明書（以下、「重要事項説明書」という。）に記載したとおりです。

（訪問リハビリテーション計画の作成・変更）

第4条 事業者は、医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問リハビリテーション計画を作成します。

2 訪問リハビリテーション計画には、訪問リハビリテーションサービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。

3 訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

4 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問リハビリテーションサービスの目的に従い、訪問リハビリテーション計画の変更を行います。

（1）利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問リハビリテーション計画を変更する必要がある場合

（2）利用者が訪問リハビリテーションサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合

5 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、事業者は速やかに利用者の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

6 事業者は、訪問リハビリテーション計画を作成し又は変更した際には、これを利用者及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

7 訪問リハビリテーションサービスの内容を変更した場合、利用者と事業者は、利用者が変更後に利用する訪問リハビリテーションサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無等について、新たな【重要事項説明書】を作成し、同意を得るものとします。

（担当の理学療法士又は作業療法士）

第5条 事業者は、利用者を担当する理学療法士又は作業療法士を選任し、訪問リハビリテーションサービスを提供します。

2 事業者は、理学療法士若しくは作業療法士を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行います。

3 利用者は事業者に対し、いつでも担当の理学療法士又は作業療法士の変更を申し出ることができます。

- 4 事業者は、前項の申出があった場合、第1条に規定する訪問リハビリテーションサービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、利用者の希望に添うように担当の理学療法士又は作業療法士を変更します。

(訪問リハビリテーションサービス内容及びその提供)

第6条 事業者は、担当の理学療法士又は作業療法士を派遣し、【重要事項説明書】に記載した内容の訪問リハビリテーションサービスを提供します。

- 2 事業者は、利用者に対して訪問リハビリテーションサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、利用者の居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、利用者の確認を受けることとします。
- 3 事業者は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束や行動を制限する行為を行いません。
- 4 事業者は、利用者の訪問リハビリテーションサービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。
- 5 利用者及びその後見人（後見人がいない場合は利用者の家族）は、必要がある場合は、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による複写を求めることができます。ただし、この閲覧及び複写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第7条 事業者は、利用者に対して訪問リハビリテーションサービスを提供するにあたり、利用者の居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の目標達成度に応じて他の保健・医療・福祉サービスの利用を紹介します。

(協力)

第8条 利用者は、事業者が提供する訪問リハビリテーションサービスの実施に当たり、可能な限り協力し合うこととします。

(苦情対応)

第9条 事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供した訪問リハビリテーションサービスについて利用者、利用者の後見人又は利用者の家族から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

- 2 事業者は、利用者、利用者の後見人又は利用者の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、利用者に対し何ら不利益な取扱いをいたしません。

(緊急時の対応)

第10条 事業者は、現に訪問リハビリテーションサービスの提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合、速やかに主治医等に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(費用)

第11条 事業者が提供する訪問リハビリテーションサービスの利用単位毎の利用料、その他の費用は、「重要事項説明書」に記載したとおりです。

- 2 利用者は、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を事業者に支払うこととします。
- 3 事業者は、提供する訪問リハビリテーションサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、事前にそのサービス内容及び利用料金を説明し、実費適用額を請求することとします。
- 4 事業者は、事業者の通常事業の実施地域以外にある利用者の居宅を訪問して訪問リハビリテーションサービスを行う場合には、前二項に定める費用のほか、それに要した交通費の支払いを利用者に請求することができます。
- 5 事業者は、前項の費用が発生する場合には、あらかじめ利用者に対し説明し同意を得ます。
- 6 事業者は、利用者が正当な理由もなく訪問リハビリテーションサービスの利用をキャンセルした場合は、「重要事項説明書」に記載した通りキャンセル料の支払いを求めることができます。
- 7 事業者は、訪問リハビリテーションサービスの利用単位毎の利用料、及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに利用者に対し文書により通知します。

8 事業者は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな「重要事項説明書」に基づき、利用サービス変更内容の説明を行います。

(秘密保持)

第12条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

2 事業者及びその従業員は、サービス担当者会議等において、利用者及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(契約の終了)

第13条 利用者は事業者に対して、契約終了希望日の1週間前までに文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の病変、急な入院など、やむを得ない事情がある場合は契約終了希望日の1週間以内の通知でも、この契約を解約することができます。

2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、申し出により、直ちにこの契約を解約することができます。

(1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

(2) 事業者が守秘義務に反した場合

(3) 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合

(4) 事業者が破産した場合

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書通知により、直ちにこの契約を解約することができます。

(1) サービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず2週間以内に支払われない場合

(2) 利用者またはその家族などが事業者や事業者のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合。

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(2) 利用者の介護認定区分が自立と認定された場合

(3) 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第14条 事業者は、訪問リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により利用者又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

第15条 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結することができます。また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(協議事項)

第16条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、利用者事業者の協議により定めます。